

B330000

## フレックスタイム制に関する協定

平成 30 年 5 月 1 日

エムシーパートナーズ株式会社

## フレックスタイム制に関する協定

エムシーパートナーズ株式会社（以下「会社」という。）と、エムシーパートナーズ株式会社従業員代表（以下「従業員代表」という。）は、労働基準法第32条の3に基づくフレックスタイム制度（以下「本制度」という。）に関し、以下のとおり協定する。

### （制度の目的）

第1条 本制度は、本制度の適用を受ける会社の従業員が、その生活と業務の部分との調和を図りながら効率的に働くことができるようすることを目的とする。

### （適用の範囲）

第2条 本制度は、会社に勤務する従業員に適用する。ただし、交替勤務に従事する者は除く。

### （就業時間）

第3条 就業時間は次の通りとする。

- ①始業および終業時刻を選択できる時間帯（以下「フレキシブルタイム」という。）は、午前7時から午後10時までとし、適用者が自らの担当業務を踏まえ、任意の時刻を選択できるものとする。
- ②休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とする。ただし、午後1時以降始業する場合で、実労働時間が6時間以上に及ぶ場合は、1日の就業時間の中間1時間を休憩時間とする。
- ③1日の最低必要実労働時間は2時間15分とする。

2 始業および終業時刻は本人の意思で自由に選択できるものとするが、5分単位で時刻を選択するものとする。ただし、個別に定める者はその時間とする。

3 従業員は極力、月間労働時間に過不足を生じないように努めるものとする。

### （標準時間）

第4条 1日の標準時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、実働時間は7時間45分とする。ただし、個別に定める者はその時間とする。

### （月間契約時間）

第5条 月間契約時間は、1日の標準時間に当月の所定労働日数を乗じて計算した時間とする。ただし、第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項に定める場合を除く。

- 2 清算期間は毎月1日から末日までの1カ月とする。
- 3 公休日に出勤した場合の実働時間は公休日出勤時間として扱い、月間契約時間には含めない。

### （時間外勤務時間等の取扱い）

第6条 当月の実働時間が月間契約時間を上回った場合は、上回った時間を時間外勤務時間とし、時間外勤務手当を支給する。

- 2 当月の実働時間が月間契約時間を下回った場合は、当該不足時間は勤務を欠いた時間として相当する時間給を控除する。

(年次有給休暇・有給の特別休暇・出張等の取扱い)

第7条 年次有給休暇及び有給の特別休暇を取得した場合は、標準時間勤務したものと見做し、当月の実働時間に含めるものとする。

2 出張（公用外出を含む）の場合は、原則として標準時間勤務したものと見做し、当月の実働時間に含めるものとする。ただし、出張先へ直行する場合で標準時間の始業時刻より遅く出発する場合、もしくは出張先から直帰する場合で標準時間の終業時刻より早く帰宅する場合はその時間を基準として実働時間を算定するものとする。また、業務の都合により当該日の実働時間が標準時間を超えたと認められる場合は、その時間を当月の実働時間に含めるものとする。

(最低必要実労働時間に満たない勤務の取扱い)

第8条 実労働時間が最低必要時間に満たない場合には、遅刻、早退、私用外出とする。

(欠勤および無給の特別休暇の取扱い)

第9条 欠勤した場合および無給の特別休暇を取得した場合は、当該日数について賃金を控除するものとし、当該日数は当月の所定労働日数の計算基礎に算入しない。

2 月間契約時間は、1日の標準時間に当月の所定労働日数から欠勤及び無給の特別休暇日数を除いた実労働日数を乗じて計算した時間とする。

(適用外職場へ異動した場合の取扱い)

第10条 従業員が、本制度の適用外職場に異動した場合は、赴任日現在において当月の勤務時間を清算する。

2 この場合の契約時間は、1日の標準時間に赴任日現在までの実労働日数を乗じて計算した時間とする。

(適用職場へ異動した場合の取扱い)

第11条 従業員が本制度の適用外職場から適用職場に異動した場合は、赴任日から本制度を適用する。

2 この場合の契約時間は、1日の標準時間に赴任日以降の実労働日数を乗じて計算した時間とする。

(適用職場内で勤務態様を変更した場合の取扱い)

第12条 従業員が、本制度の適用職場内に於いて、常雇勤務から交替勤務へ、または交替勤務から常雇勤務へ勤務変更した場合は、変更日現在において当月の勤務時間を清算する。

2 本制度適用期間に於ける契約時間は、1日の標準時間に適用期間の実労働日数を乗じて計算した時間とする。

(適用除外)

第13条 業務遂行上必要な場合には、職場および期間を特定して本制度の適用を除外することができるものとし、会社は予め従業員代表および対象となる従業員の同意を得て、これを行うものとする。

2 業務遂行に支障を生じさせ、または、職場秩序を乱す等、本制度の適用が適当でないと認められる者については、会社は従業員代表と協議の上、本制度の適用を除外することがある。

(有効期間)

第 14 条 本協定の有効期間は、平成 30 年 5 月 1 日から 1 年間とし、本協定の当事者のい  
ずれからも特段の意思表示がない限り、さらに 1 年間延長され、以後も同様とする。

2 前項の規定に係らず、有効期間中でも、本協定当事者の協議により、本協定の一  
部または全部を改訂することができる。

平成 30 年 4 月　　日

エムシーパートナーズ株式会社四日市支社  
支社長　　鈴木　洋司

エムシーパートナーズ株式会社  
従業員代表  
人材派遣部　船附　夏来